



【資料5】

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議について

岸田内閣 主要政策

01. 新型コロナ対応

02. 新しい資本主義

03. 外交・安全保障

04. 災害対応

成長と分配の好循環のイメージ



人への**分配**は、「コスト」ではなく、未来への「投資」です。
官と民が、共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと
分配し、消費を喚起することで、次の成長につなげます。
これこそが、持続可能な経済、そして、成長と分配の好循環に
よる「**新しい資本主義**」を実現するための要です。

①成長戦略

- ①イノベーション
- ②「デジタル田園都市国家構想」による地方活性化
- ③カーボンニュートラルの実現
- ④経済安全保障

②分配戦略

- ①公的価格の見直し
- ②民間部門における分配強化
- ③こども・子育て支援

民間部門における分配強化

- ・ 賃上げを行う企業への支援
- ・ 下請取引に対する監督体制強化
- ・ 政府調達の手法見直し
- ・ 「人」への投資の強化
- ・ 労働移動の円滑化・人材育成支援
- ・ 非財務情報開示の充実
- ・ 多様な働き方の推進
- ・ 女性や就職氷河期世代の支援
- ・ フリーランスの環境整備



令和3年12月27日 14時～（首相官邸）
「パートナーシップによる価値創造の
ための転嫁円滑化会議」



【出席者】

<国>

- ・ 岸田内閣総理大臣
- ・ 斎藤国土交通大臣
- ・ 萩生田経済産業大臣
- ・ 後藤厚生労働大臣
- ・ 若宮内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全担当）
- ・ 古谷公正取引委員会委員長

<経済団体>

- ・ 十倉日本経済団体連合会会長
- ・ 三村日本商工会議所会頭 など5名

<事業者団体>

- ・ 坂本全日本トラック協会会長
- ・ 五十嵐日本広告業協会理事長
- ・ 野沢日本製紙連合会会長
- ・ 石川日本動画協会理事長 など22名

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

令和3年 12 月 27 日
閣 議 了 解

成長と分配の好循環を目指す中、来春の賃上げの労使交渉では、自社の支払能力を踏まえ、最大限の賃上げが期待される。他方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製造業などはコロナ前の水準又はそれ以上に回復する一方、悪影響が続いている業種もあり、業績回復に差が生じている。中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

1 事業所管大臣は、関係する事業者団体に対して別紙1のとおり、要請を行うこととする。

2 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会は、別紙2のとおり合意した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に従い、取組を開始し、その実施状況についてフォローアップを行うこととする。

(別紙1)

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化 に関する事業者団体に対する要請

政府は、新しい資本主義の考え方に基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方を採ります。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体により、企業価値を最大化することが重要であり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。

このような趣旨に鑑み、取引先との取引の在り方について、会員企業に対して、下記の点について周知されるよう要請します。

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組み、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。
- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60 日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

なお、政府としては、取引事業者全体のパートナーシップにより、適正な転嫁を進める環境整備を図るため、春闘に向けた期間である毎年1月から3月を「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めることとしました。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を決定し、取組を開始するとともにフォローアップしていくこととしました。あわせて、会員企業に対して周知をお願いします。また、現在、4,000 社を超える企業がパートナーシップ構築宣言を宣言しています。会員企業に対して、制度の周知をお願いします。

(別紙2)

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおよそ7年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」(以下「集中取組期間」という。)と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置(「違反行為情報提供フォーム」)を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員



(別紙2)パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(抜粋)

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

・下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。)の適用対象とならない取引(※)についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

(※)資本金要件を満たさない取引(例:資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引)や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引(「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託)

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する(「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定)。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

(4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

① 下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

・労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。

－ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

－ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

・「買いたたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル(0120-060-110)の更なる周知徹底を行う。

② 下請代金法上の「買いたたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

・親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める(※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求)。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ (全文)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

＜萩生田経済産業大臣発言要旨＞

○ 大企業と中小企業が「イコールパートナー」として、それぞれが生み出した付加価値が適正に分配されることは、我が国経済全体の成長のためにも重要です。



○ 私自身、こうした思いを持って、大臣就任以来、取引適正化対策に取り組んでまいりました。本日、「価格転嫁対策パッケージ」が取りまとめられましたが、引き続き、関係省庁と連携しながら、この取組をしっかりと進めてまいります。

○ 経済産業省としても、

① 下請Gメンを倍増し、年間1万者以上の下請企業のヒアリングを行うほか、

② 「パートナーシップ構築宣言」については、その実効性を強化するとともに、補助金における加点などのインセンティブ措置も講じてまいります。また、先日、経団連の皆様には、漏れなく宣言いただくよう、要請させていただきました。次回の「パートナーシップ構築推進会議」の場では、対応状況の御説明をお願いいたします。

③ 更に、賃上げ税制の抜本的な拡充などにより、賃上げに向けた環境整備を強力に進めてまいります。

○ 最後に、取引先の中小企業から、労務費等の上昇に伴う価格転嫁の申し出があった際は、是非、積極的に応じていただくよう、お願いいたします。

＜古谷公正取引委員会委員長発言要旨＞

公正取引委員会としては、今回策定された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、中小企業庁や事業所管官庁とも密接に連携しながら、価格転嫁に伴う中小企業への不当なしわ寄せ防止に全力で取り組んでまいります。



具体的には、創設される「価格転嫁円滑化スキーム」において、関係省庁と連携を図り、法違反が多く認められる業種に対し、自主点検を要請するなど、業種別のきめ細かな対応を行うとともに、取引実態についての緊急調査の実施や、「買いたたき」の解釈の明確化など、独占禁止法・下請法上問題となる行為に対する法執行の強化を行います。

下請法上の「買いたたき」の解釈として、

① 労務費等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場で明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと、

② 労務費等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁しない理由を回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと

は、同法で禁止されている「買いたたき」に該当するおそれがあります。

このような行為について、公正取引委員会としては、パッケージにもあるとおり、事業者の皆様からの相談、情報提供を広くお受けしたいと考えております。皆様からお寄せいただいた情報をもとに、下請取引における不当なしわ寄せ行為に対して、一層厳正に対処していく所存であります。